

いじめ防止基本方針

令和8年4月改訂
赤穂市立尾崎小学校

I いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

(2) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

いじめは、どこの学校・学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童等はいないという共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。以下はいじめについての基本的な認識である。

- ①いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

(3) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ未然防止及び早期発見に取り組むとともに当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめ防止対策のための校内組織

いじめの問題に組織的に取り組むために、校長、教頭、生徒指導、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係職員による「いじめ対策委員会」を設置する。この組織を中心に全教職員の共通理解の下、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

さらに、本方針に基づく取組の実行、進捗状況、校内組織の機能について定期的に点検・評価を行う。

また、いじめ等が発見された場合は、いじめ対策委員会及び職員会議を臨時に開催し、早期対応にあたる。

3 未然防止

(1) 個性や可能性を伸長する授業の充実

児童の能力・適正や興味関心に応じた学習活動を推進し、主体的に学校行事や授業に参加することを通じて、個性や可能性の伸長を図る。

(2) 道徳教育の充実

「兵庫版道徳教育副読本」等を活用した授業など道徳教育を充実させ、児童生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育む。

(3) 人権教育の充実

「いじめを許さない人権教育教材」等を活用し、人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む。

(4) 体験活動の充実

他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で体験活動を体系的に実施し、自分の役割を自覚する中で、自己有用感等を高める。また、地域住民や保護者等、多くの大人に支えられる体験を通して、児童生徒の自信や意欲、感謝する心など豊かな心を育成する。

(5) 学級経営の充実

学級活動、児童会等でいじめ防止の活動を自分たちで考え実施する主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育む。また、互いのよさを見つけたたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、互いに認め合える人間関係づくりを進め、児童の自己有用感や自尊感情を育む。そのために、教科担任等との連携をはじめ、学年間で交換授業・合同授業を積極的に取り入れることで、いつでもどこでも、どの教師にでも相談できる環境を整える。

(6) 校内研修の充実

いじめ対応マニュアル等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。また、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長させたりすることがないように、言葉遣いを含め言動に注意を払うとともに、配慮を要する児童を中心に据えた教育活動を展開する。

いじめの防止と対応については、一人一人が認め合い、高め合える授業実践のための研修会を年間計画の中に位置づけて実施する。また、赤穂東中学校校区校園所で連携しながら、PTAと共に子どもの発達段階に合わせた指導方法や家庭教育の在り方等に関する研修を行う。

4 早期発見

(1) アンケート調査の実施

毎月末、児童に対するアンケートを実施する。

(2) 日記や連絡帳の活用および家庭訪問

児童や保護者との連絡を密にする。気になることがあるときは家庭訪問をする。

(3) いじめ防止に関する研修の実施

日々の観察の仕方などを研修し、いじめ防止に関する教職員の資質の向上を図る。

5 早期対応

(1) 教職員は、いじめと思われる行為を見つけたら、速やかに管理職に報告し、内容を記録する。
(報告の義務、記録)

(2) 校長は、速やかにいじめ対策委員会を立ち上げ、いじめの事実の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。

(3) いじめの事実が確認された場合は職員会議を行い、学校として情報の共有を図り、チーム学校として組織的に対応にあたる。いじめをやめさせその再発を防止するために、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。

(情報の共有化、組織的な対応)

(4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童に対して、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。

(5) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、警察と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し援助を求める。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

①いじめにより児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ア 児童等が自殺を企画した場合

イ 身体に重大な障害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合等

②いじめにより児童等が相当期間（年間30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

③児童や保護者から、いじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

- ①学校は、重大な事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ②教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③いじめを受けた児童等及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
※教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など調査に協力する。

7 いじめ防止行動プラン

(1) 確かな学力の向上

- ①具体的な学級目標の設定（4月）
- ②学習集団としての規律の定着<支持的風土づくり>（4月）
- ③読書活動と学習タイム（年間）
- ④兵庫型教科担任制の展開（年間）
- ⑤授業公開の実施（学年の枠を越えた公開）（年間）
- ⑥授業づくりでの協同研究の実施（年間）
- ⑦①～⑥の点検と改善の実施（7・12・3月）

(2) 連携教育の推進

- ①定例の7校園所長会の実施（2ヶ月1回）
- ②早寝早起き朝ごはん運動の啓発と展開（年間）
- ③幼保小との生活体験と学習交流の実施（年間カリキュラムによる）
- ④幼小・小中の授業交流と行事交流の実施（年間）
- ⑤①～④の点検と改善の実施（7・12・3月）

(3) 教職力の向上

- ①初任者指導と支援の実施（ベテラン教師による）（年間）
- ②若年教師への授業訪問と指導（校長による）（毎週）
- ③校内研修の推進（随時）
- ④綱紀粛正と服務規律の確保等の研修（4・7・12・3月）

(4) 学校組織の活性化と業務改善

- ①意思疎通を図るためのコミュニケーション（年間）
- ②新対策プランへの重点取組（年間）
- ③校務の効率化と校務分掌の工夫（4月）
- ④報告・連絡・相談の徹底（年間）

(5) 人権・道徳教育の充実

- ①美しい学校環境の整備（年間）
- ②人権教育の授業実践（年間）
- ③人権教育推進上の基本事項の徹底（年間）
- ④道徳的実践力を培う体験活動の実施（随時）
- ⑤PTAと連携したあいさつ運動の展開（6・11・2月）
- ⑥人権教育の研修会開催（随時）

- (6) 特別支援教育の深化・充実
 - ①個別の教育支援計画に基づく指導の実施（年間）
 - ②配慮を要する児童への指導の実施（年間）
 - ③個別の指導計画とカルテの見直し（4・9・3月）
 - ④配慮を要する児童の保護者との面談（随時）
 - ⑤①～④の評価と改善（7・12・3月）
- (7) いじめ等発生防止の推進
 - ①学校・学級の居場所づくりの推進（年間）
 - ②児童会によるスマイル班での活動（年間）
 - ③校内委員会での情報の共有化（毎月）
 - ④いじめ調査の実施（毎月）
 - ⑤いじめに関する研修会の実施（随時）
 - ⑥いじめ防止対策委員会の設置（随時）
 - ⑦ネットリテラシー研修（随時）
 - ⑧①～⑧の検証と改善（7・12・3月）
- (8) 新たな不登校（長欠）児童をつくらない取組
 - ①不登校傾向児童の居場所の整備と運営（年間）
 - ②スクールカウンセラーと情報の共有化の推進（毎月）
 - ③いじめ行動計画の推進（年間）
 - ④特に配慮を要する児童の保護者と面談（年間）
 - ⑤①～⑤の検証と改善（7・12・3月）
- (9) 生徒指導の充実
 - ①品性教育の推進（年間）
 - ②校内・校外生活の決まりの徹底（年間）
 - ③保護者や地域、関係機関とのつながり強化（年間）
 - ④スクールカウンセラーによる研修会の実施（適時）
- (10) 体力の向上
 - ①基本的な生活習慣の確立のための啓発（毎月）
 - ②早寝早起き朝ごはん運動の啓発と展開（年間）
 - ③体力づくりの奨励（朝の体力づくり）
 - ④学級の遊びの日の設定と奨励（年間）
 - ⑤健康診断に治療の督促と奨励（7・12・3月）
 - ⑥学校保健委員会開催の充実（年間カリキュラムによる）

8 学校評価

学校の教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、より良い教育活動等を楽しむよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることが重要である。また、学校運営の質に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに学校の状況に関する共通理解を持つことにより相互の連携協力の促進を図ることが期待される。これらのことから、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く保護者等に公表していくことが求められる。

(1) 教職員による自己評価

いじめ防止行動プランに基づき、学期末に自己評価を行い、計画の見直しや改善を図る。

(2) 児童アンケート

毎月と学期末に学習や生活の様子を振り返るアンケートを実施する。緊急性のある事案については、個別に聞き取り調査を行い早期に対応する。

(3) 学校関係者評価

学校行事の際にアンケート調査を行い、定期的に情報収集を行う。また、年度末には学校の教育活動全般についてのアンケートを実施し、学校運営協議会において教育活動や各評価について意見交換し、その結果と改善プランを公表する。

9 家庭・地域への啓発・連携

「地域の子どもは、地域で育てる」という考えの下、赤穂東中学校区の校園所が連携しながら、共通の合い言葉として「あいさつの声が響く街」「思いやりの心があふれる街」を掲げ、定期的に啓発チラシを配布したり情報交換の場を設定したりして健全育成に取り組んでいく。

また、インターネット上での誹謗中傷、SNSやメール、ポータブルゲーム機でのトラブルの予防には、家庭の理解と協力が不可欠である。そのため、専門家による研修会を開き、児童や保護者への啓発と情報活用能力の向上を図る。

(1) 家庭との連携

①保護者の気持ちや考え方に謙虚に耳を傾け、学校の考え方を一方的に押しつけることなく、協力して解決に当たるという姿勢を持つ。

②いじめの事実関係などの情報を正確に伝え、学校の取組の様子が理解されるように心がける。

③児童の交友関係、生活の様子などについて、常に情報交換ができる雰囲気をつくる。

④家庭のプライバシーの保護には十分留意する。

⑤児童に変わった兆候があれば、すぐ保護者に連絡をするなどきめ細かに対応する。

(2) 地域との連携

①地域の人々との懇談会や地域行事を通して協力体制を築き、いじめの早期発見に努める。

②学校行事に地域の人々の積極的な参加を求めると同時に、地域の教育力を生かす活動を実施し、日ごろから「開かれた学校づくり」に心がける。

③地域の人々からの情報を大切にするとともに、すみやかに対応する。

(3) 関係機関との連携

①日ごろから指導・助言を得たり、情報交換を行ったりして協力関係を築く。

②相談機関との連絡窓口を明確にし、その係と学級担任や保護者との連絡を密にする。

③相談の内容や学校の方針について、いじめ・不登校対策委員会等が中心となって共通理解を図る。

子どもたちへ

- いじめや暴力という卑劣ではずかしい行為を絶対にしてはいけません。
 - いじめや暴力を受けてつらいとき・苦しいときは、一人で悩まず、家族や先生、友だちに相談しよう。
 - いじめや暴力を見て見ぬふりをすることは、いじめを許すことにつながります。
 - いじめや暴力を見かけたときは、すぐに先生や家族に連絡しよう。
- 【 こんなときがあったら、連絡しよう 】
- ◇掃除などの作業を最後まで一人でやらされている。
 - ◇休み時間などに一人で寂しそうにしている。
 - ◇くつや持ち物をかくされている。など

保護者の皆様へ

- いじめや暴力は、決して許されることではないということを子どもに伝えてください。
 - 「あなたの味方である」という気持ち子どもに伝えてください。
 - コンピュータ・スマートフォン・ゲーム機の使用について、子どもとの約束づくりをしてください。特に SNS 等の使い方の尾崎小五箇条を守るよう伝えてください。
- 1、宿題を終わらせてから、夜8時まで
 - 2、課金をしない。（保護者と相談）
 - 3、人の悪口は書かない
 - 4、自分や友達の個人情報漏らさない。（名前、住所、写真など）
 - 5、知らない人とメッセージのやりとりをしない。
- いじめや暴力を発見するために、子どもの言葉や表情などの「小さなサイン」に注意してください。
- 【 こんなサインに注意してください 】
- ◇家族との会話が少なくなり、学校の話話をさける。
 - ◇家から金銭を持ち出したり、買い与えられた物がなくなったりする。
 - ◇わけもなく衣服が汚れたり、破れたりしている。 など

地域の皆様へ

- 多くの大人目で子ども達を見守ってください。
 - あいさつ運動などを通して、やさしい心を育ててください。
 - 「弱い者いじめ」をしない心や下級生を助けるなどの思いやりの心を育ててください。
 - 学校へお越しいただくなど色々な機会を利用して、子ども達に接してください。
- 【 こんな子どもを見かけたら、学校に連絡してください 】
- ◇他の子どもと離れて登下校する。
 - ◇友だちの荷物を持たされて登下校する。
 - ◇公園などでおやつなどをたかられている。など